

「霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における
行為の許可基準の特例の一部を改正する件」の概要

1．基準の特例を改正する行為

自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条第 17 項に規定する行為

2．基準の特例の改正内容

霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例（平成 12 年 9 月環境庁告示第 59 号）第 4 条中「平成 27 年 3 月 31 日」を「平成 32 年 3 月 31 日」に改める。

（参考）

霧島錦江湾国立公園の特別地域及び特別保護地区内における行為の許可基準の特例

（平成 12 年 9 月環境庁告示第 59 号）

第 4 条（高免地区に係る基準の特例）

高免地区において行われる規則第 11 条第 17 項に規定する行為については、同項第 3 号中「改変するものではない」とあるのは、「改変するものでないこと、又は平成 10 年 3 月 31 日において鹿児島県鹿児島市有村町で法第 20 条第 3 項の規定による許可を受けて土石の採取を行っていた者が平成 27 年 3 月 31 日までの間に行うものであり、かつ、申請に係る土石の採取量が当該許可に係る採取量を超えないものであつて、県道から土石の採取を行う場所が望見されないよう保存緑地を確保するものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3．基準の特例を定める区域の範囲

高免地区 鹿児島県鹿児島市高免町の一部（別添区域図のとおり）

4．基準の特例を改正する理由

霧島錦江湾国立公園の桜島では、国立公園指定前から、埋立材として土石（溶岩）の採取が行われており、国立公園に指定されてからも生業の維持の観点から、「基準の特例」等の措置をとって採取を継続している。

当該地域においては現在平成 27 年 3 月 31 日まで基準の特例が認められているが、公共工事の減少に伴う需要量の低下や桜島の火山活動活発化により、期間内での予定量の採掘が完了しなかった。当初許可文として認められた 162,000 m³に対し、これまでの基準の特例により、許可を受けて行われる平成 27 年 3 月 31 日までの土石の採取見込み量は 139,400 m³である。残りの 22,600 m³の土石の採取についても、生業の維持の観点及び、緑化も含めた採取計画が引き続き適正に行われるよう指導していく必要があることから、基準の特例の期限を平成 32 年 3 月 31 日に改める。